

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成27年2月27日(金) 16:39~17:05

開催場所 第3委員会室

出席委員 8名

粒谷 友示 委員長

森川 喜之 副委員長

岡 史朗 委員

松尾 勇臣 委員

神田加津代 委員

今井 光子 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会追加提出予定議案について

<質疑応答>

○粒谷委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質疑があれば、ご発言願います。

なお、質疑は、ただいまの説明のありました案件に限らせていただきますので、ご了承ください。

○今井委員 「2月定例県議会追加提出予定議案の概要」の12ページ、権利の放棄についてお尋ねしたいと思います。中小企業近代化資金貸付金、小売商業高度化資金貸付金で4件が上がっております。これは去年、中小企業高度化資金貸付金20億円の不良債権処理のときに、かなりの件数が一度に提示されたと思うのですが、もうあれで終わりだと認識していたのですが、何かまた出てきたという印象を受けるのです。昭和50年から平成の初頭にかけて貸し付けしたと先ほど説明いただいたのですが、事前に説明を聞いたときは、調定日に昭和56年という日にちがあったと思うのですが、調定日と貸付日は違うと思うのです。どのような条件で、何年返済で、いつ貸したのか、そして最後に返済

があったのはいつの話なのか、そのあたりを教えてくださいと思うのです。

○大月地域産業課長 権利の放棄についてお答えいたします。

中小企業近代化資金貸付金2件、小売商業高度化資金貸付金2件の権利の放棄をさせていただくことになりました。前年度も大きな約20億円余りの債権放棄をしたのですけれども、昭和50年代に貸し付けた案件について、引き続き債権者に、倒産したところが中心ですけれども、倒産して、その連帯保証人にも返済を求めているのですけれども、連帯保証人も相続放棄し、あるいは破産し、無資力状態であることがはっきりした案件について、今回、権利の放棄ということをお願いしているところです。

委員がおっしゃる調定年度というのは、この場合でしたら延滞になった年度が調定の年度となっております。例えば今回4件を貸し付けていますけれども、1件は昭和52年に貸し付けています。この企業は、調定年度が昭和56年になると。昭和56年度から延滞になって、払われなくなったと。この時点で倒産して、そこから連帯保証人などに回収を図っておったということになります。もう1件は、昭和60年が調定ですけれども、実際の貸し付けは昭和58年に貸し付けて、昭和60年に企業が倒産して、そこから延滞状態になってるということで、貸付年度と調定年度は、そのように異なっております。以上です。

○今井委員 ということは、1件は昭和56年の調定ですけれども、昭和52年に貸したものがもう払えなくなって調定になったということで、最終に払われてるのは昭和56年と理解したらよいのでしょうか。

○大月地域産業課長 中小企業近代化資金貸付金のある企業のケースでは、昭和52年に貸し付けて、昭和56年に延滞になっています。それまでは返済を続けていただいていたけれども、昭和56年に倒産して、そこから払えなくなったということです。

○今井委員 5年ぐらいの返済の契約になるのではないかと思うのですけれども、なぜ昭和56年に入らなくなって、今になってこの問題が出てきたのかを教えてくださいなのですが。

○大月地域産業課長 中小企業近代化資金貸付金は、ご存じのように貸付期間が原則5年で、1年据え置きで5年で返していただく制度です。最初のケースですと、昭和52年に貸し付けて、昭和56年に延滞になって、そこから連帯保証人などへ回収に行っているのですけれども、その間、連帯保証人が何人もおられ、例えば連帯保証人が亡くなられて、その子どもさんたちに連帯保証債務が引き継がれるというケースもあります。そうすると、

その連帯保証人は各地におられて、それぞれのところへ回収を図ったりして結局時間がかかり、やっと全員の無資力状態が判明したものについて、債権放棄の案件を出させていただいたということです。

○今井委員 ということは、調定は昭和56年ですけれども、連帯保証人に請求をしていくらか返っていたと理解をしたらいいのでしょうか。要はこの債権に対して最後に返済があったのは、いつごろになっているのかをお伺いしたいと思います。

○大月地域産業課長 最初に言いましたケースでは、昭和52年に貸し付けて、最後に回収できたのが昭和56年です。それ以後は回収できていない状況です。

○今井委員 それであれば、もっと早く処理をするべきだったと思うのです。こういうことをずるずるとしてきますと、奈良県の信用にかかわる大事な問題だと思いますので、全くないところから取り立てるのは無理ですけれども、その辺の対応について反省するべきところは反省していただいて、もうないですか、こういうのは。その辺もきちんとしていただきたいと思いますが、産業・雇用振興部長にお伺いします。

○中産業・雇用振興部長 委員から、こういう債権はほかにないのかと。実際のところ、例えばまだ連帯保証人の方がお払いいただける資力を持っていらっしゃるとか、そういったものは、我々は債権については回収に努めていくというスタンスです。そのときに資力がないということが確認でき次第、その方に対しての債権放棄をしていくという流れですので、例えば100万円ほどあったと。でも、それを極端な話、1,000円ずつ払うというような返済する意思を持っていらっしゃるなど、そういったところがあれば、それをいきなり放棄というわけにもまいりません。そういったところをよく見きわめながら、それと先ほどもご説明したように、債権回収を銀行などの経験者にも来ていただいて、回収のノウハウなど、そういったものも職員と一緒にしっかりと相手方と調整して行って、そこで先ほど申し上げたように、そこにかかる費用と、債権回収する額が逆転していくことというところが一つの判断基準でもあります。平成23年の包括外部監査の際にも、そういう不良債権をしっかりと整理していくようにとの包括外部監査人からの報告をいただきました。

それに基づいて、しっかりと債権の現状について見ながらやっておりますので、また今後も、そのようなケースというのが、昭和50年や昭和40年代の債権はまだ残っている部分は、そう多くはないのですが、その状態というのもあろうと思います。それをしっかりと今調査もやっておりますので、いずれ資力がないと判断できるようなときについて

は、また債権放棄のお願いをさせていただくことになろうかと思えます。以上です。

○今井委員 やはり公金でありますし、その点はきちんと対応していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

○岡委員 「2月定例県議会追加提出予定議案の概要」の6ページ、建築物木造木質化推進事業で繰越明許費が1億円余りです。この事業は全体はどのぐらいの事業規模だったのかということと、今回、この繰り越しになる理由、背景、1カ所なのか、何カ所なのかを教えてください。

○岡野奈良の木ブランド課長 繰り越しに係る部分については、件数は2件です。全体事業費ですが、今ちょっと手元にありませんが、ほぼこれが全体事業費であろうと思っております。木造木質化の補助金というのは、でき上がったものに対して補助することになります。一部を支払うということはありませんので、これがほぼ全部であろうと思っております。以上です。

○岡委員 具体的に市町村名まで言えとは言いませんけども、どんな背景があるのですか。おくれた、繰り越しになった理由は。どういう事業で、何が理由で繰り越しになったのか。

○岡野奈良の木ブランド課長 1件については、入札を行ったところ入札不調があったということで、おくれたと聞いております。もう1件は、建設にあたっての地元同意に時間がかかったと伺っております。以上です。

○岡委員 せっかくこれだけの予算を組んで木質化をしっかりとやって木材の消費を進めようという中で、できていないということは非常に残念に思いますので、今後、事業計画するときには、しっかりとその事業計画の中身を精査しながら、年度内に事業が完結するようにご努力をお願いしたいと要望して、終わります。

○粒谷委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、議会閉会中の審査事件に係る委員長報告については、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○粒谷委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成をもって当委員会を、本日の委員会をもって最終になるかと思えます。

昨年7月より委員各位には、当委員会所管事項であります商工業、農林業の振興につき

まして終始熱心にご議論を賜りました。また、理事者におかれましても、種々の問題に対して積極的にお取り組みをいただきました。おかげさまで無事任務を果たすことができました。

委員各位並びに理事者の皆さん方に感謝申し上げまして、簡単ではございますけれども、正副委員長の御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

それでは、本日の委員会を終わります。